

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年2月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100070号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100014号

第1 結論

昭和54年3月から平成9年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月から平成9年*月まで

私(請求者)の妻(訂正請求記録の対象者)は、請求期間に国民年金の加入手続を行っていなかったが、請求期間の保険料を納付していたはずである。請求期間について、妻の国民年金保険料の納付記録を調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の代理人である長男(以下「代理人」という。)は、訂正請求記録の対象者は、請求期間に国民年金の加入手続を行っていなかったが、請求期間の保険料を納付していたはずである旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、訂正請求記録の対象者に、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(平成9年1月以降は、基礎年金番号)が付番される払出事務が行われている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索により調査したものの、訂正請求記録の対象者に国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、代理人の主張のとおり、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、請求期間の保険料を納付することはできないほか、納付書が発行されることもなく、納付勧奨も行われない。

また、訂正請求記録の対象者は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者及び代理人は訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況を確認することができない。

さらに、住民票及び戸籍の附票によると、請求期間において、訂正請求記録の対象者はA市以外に住所を異動していないことが確認でき、請求期間は*か月と長期間であるところ、同一市町村において、これほど長期間にわたり同一人の保険料納付に係る記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、訂正請求記録の対象者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2100067 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2100017 号

第 1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、訂正請求記録の対象者の C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者の C 事業所における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 19 年 11 月 1 日から昭和 22 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 22 年 4 月 1 日から昭和 23 年 6 月 1 日まで
④ 昭和 23 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑤ 昭和 23 年 12 月 1 日から昭和 24 年 1 月 2 日まで
⑥ 昭和 24 年 1 月 2 日から同年 8 月 1 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) は、請求期間①、③及び⑥について、A 社に勤務し、請求期間②について、B 社に勤務し、請求期間④について、D 事業所に勤務し、厚生年金保険に加

入していたはずである。しかしながら、各請求期間に係る夫の厚生年金保険被保険者の記録がなく、請求期間⑤については、夫はC事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、別人の記録が夫の記録とされているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 昭和19年8月26日から昭和23年12月1日までの期間におけるA社及びB社に係る前回の訂正請求については、i) 請求者は、訂正請求記録の対象者が、商業学校を退学した後、最初に入社したのはA社の本社であり、職種は事務職であると主張しているところ、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されないこと、ii) 同社は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、E健康保険組合は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の加入記録等はないと回答していること、iii) 請求者は、同社の請求期間当時の役員としてF氏を挙げているが、同社の請求期間に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、F氏について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iv) B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、同社はG社として、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和21年10月25日に名称をB社と変更して、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが推認できること、v) 請求者は、訂正請求記録の対象者が、事務職として同社に入社したが、その時期は不明と主張しているところ、仮に、A社を入社直後に退社して、その直後にB社（当時は、G社）に入社した場合、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されないこと、vi) 請求者は、B社における訂正請求記録の対象者の同僚について不明と陳述していること及び同社に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、請求期間当時の事業主について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとして、年金記録の訂正をしない決定が令和2年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間①を昭和19年10月1日から同年11月1日まで、請求期間②を同年11月1日から昭和22年4月1日まで、請求期間③を同年4月1日から昭和23年6月1日までとし、請求期間①及び③に勤務した事業所をA社、請求期間②に勤務した事業所をB社として、再度訂正請求を行っている。

なお、請求者は、新たな資料として、H社が所蔵する『I』のうち、訂正請求記録の対象者のB社の在籍期間における上司であるとする者の辞令原簿を提出しているところ、社会保険オ

オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、当該上司の所在が不明であり、照会を行うことができないことから、請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度、検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求者は、請求期間④当時に任意包括適用事業所であったとするD事業所に訂正請求記録の対象者が勤務していた旨主張しているところ、C事業所から提出された退職者辞令原簿において、訂正請求記録の対象者は、昭和23年6月1日に採用され、昭和24年1月1日に依願退職したと記載されていることから、訂正請求記録の対象者が請求期間④に勤務していたとする事業所は、同事業所であると認められる。

しかしながら、オンライン記録及びC事業所に係る被保険者名簿により、同事業所は、昭和23年12月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから、請求期間④については、同事業所は適用事業所ではない上、同事業所は、請求期間④に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求者は、請求期間⑤に係る訂正請求記録の対象者のC事業所の記録は、同事業所の被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の名前の漢字が異なっていることから、訂正請求記録の対象者の記録ではない旨を主張している。

しかしながら、i) 上記被保険者名簿に記載されている生年月日が訂正請求記録の対象者の生年月日と同一であること、ii) 訂正請求記録の対象者の年金手帳では名前の漢字が修正されていること、iii) 訂正請求記録の対象者が生前に自身のオンライン記録を確認した上で、既に登録されている記録が自らのものではないと主張していないこと、iv) 上記被保険者名簿において、「J」という読み方のできる氏名の記載はほかに見当たらないことから、請求期間⑤に係る上記C事業所の記録は訂正請求記録の対象者の記録であると判断され、請求者の主張は認められない。

- 4 訂正請求記録の対象者が請求者として行った、昭和23年12月31日から昭和24年8月1日までの期間におけるB社に係る訂正請求については、i) 同社に係る被保険者名簿により、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、ii) 同社の事業を承継しているK社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に

係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していること、iii) 請求者が挙げた、請求期間当時の同僚は、いずれも連絡先が不明であることから、B社における勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認することができないとして、年金記録の訂正をしないとする決定が平成28年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

また、請求期間を昭和23年12月31日から昭和24年7月31日までとし、勤務した事業所名は不明であるとして請求内容を変更し、訂正請求記録の対象者の妻が請求者として行った訂正請求については、C事業所から提出された退職者辞令原簿により、訂正請求記録の対象者は、同事業所において同年1月1日に依願退職したと記録されており、同年1月1日まで勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録を昭和23年12月31日から昭和24年1月2日に訂正をする決定、またその他の請求期間については、i) 請求者は、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所の名称及び所在地が不明と回答していること、ii) 同事業所は、訂正請求記録の対象者の関連会社への転出に関する資料について、当時の資料は残っていないと回答していること、iii) 年金事務所が保管する同事業所に係る被保険者名簿において昭和23年12月1日から昭和25年3月1日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、直後に別の事業所において被保険者資格を取得している者の各事業所に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の記載は見当たらず、勤務していたとされる事業所を特定することができないこと、iv) 請求者は訂正請求記録の対象者の給与明細書等を保管していないことから、当該期間における勤務事業所名及び勤務状況並びに厚生年金保険料控除を確認することができないとして、年金記録の訂正をしない決定が令和元年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

さらに、請求者は、請求期間を昭和24年1月2日から同年8月1日までとし、勤務した事業所名はC事業所であるとして訂正請求を行ったが、i) 同事業所は、訂正請求記録の対象者に係る退職者辞令原簿に、昭和24年1月1日依願退職と記載されていること及び同年1月2日以降の訂正請求記録の対象者の動静は不明であると回答していること、ii) 請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚は分からないと陳述していることから、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないとして、年金記録の訂正をしない決定が令和2年*月*日付けで関東信越厚生局長から既に通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間⑥を昭和24年1月2日から同年8月1日までとし、請求期間⑥に勤務した事業所をA社として、請求内容を変更し再度訂正請求を行っている。

しかしながら、A社は、請求期間⑥に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。